

平成30年度診療報酬改定 経肛門的洗腸療法の指導管理料について

平成30年度4月の診療報酬改定により、在宅経肛門的自己洗腸指導管理料が新設されました。

区分番号	
C119	在宅経肛門的自己洗腸指導管理料 950点 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅で経肛門的に自己洗腸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、経肛門的洗腸療法に関する指導管理を行った場合に算定する。 2 経肛門的自己洗腸を初めて実施する患者について、初回の指導を行った場合は、当該初回の指導を行った月に限り、導入初期加算として、500点を所定点数に加算する。

留意事項について

平成30年3月5日 保医発0305第1号

別添1 医科診療報酬点数表に関する事項

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)

C119 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料

1. 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料は、3月以上の保存的治療によっても十分な改善を得られない、脊髄障害を原因とする排便障害を有する患者(直腸手術後の患者を除く。)に対し、在宅で療養を行っている患者自ら経肛門的自己洗腸用の器具を用いて実施する洗腸について、指導管理を行った場合に算定する。
2. 指導に当たっては、経肛門的自己洗腸の適応の可否についての評価を行い「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」別添1の第16の10に掲げる医師及び看護師が指導計画を作成する。指導計画及び実施した指導内容は診療録等に記載する。
3. 「注2」に規定する導入初期加算については、新たに経肛門的自己洗腸を導入する患者に対し、2.の医師又は看護師が十分な指導を行った場合、当該初回の指導を行った月に1回に限り算定する。
4. 在宅療養指導管理料の通則1及び2の規定にかかわらず、本管理料と区分番号「C106」在宅自己導尿指導管理料を算定すべき指導管理を同一患者につき行った場合は、平成32年3月31日までの間に限り、それぞれ月1回に限り所定点数を算定する。
5. 実施に当たっては、関係学会の定める経肛門的自己洗腸の適応及び指導管理に関する指針を遵守すること。

施設基準について

平成30年3月5日 保医発0305第3号

第16の10 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)

1. 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料の施設基準

- 1. 脊髄障害を原因とする排便障害を含めた大腸肛門疾患の診療について5年以上の経験を有する常勤の医師が配置されていること。
- 2. 脊髄障害を原因とする排便障害を有する患者の看護について3年以上の経験を有する専任の看護師が配置されていること。

2. 届出に関する事項

当該指導管理料の施設基準に係る届出は、別添2の様式20の11を用いること。

記載上の注意

- 1. 「1」及び「2」について、医師・看護師の氏名、勤務の態様及び勤務時間を別添2の様式4により添付すること。
- 2. 「1」及び「2」について、医師・看護師の当該診療又は看護の経験を有することが確認出来る文書を添付すること。

別添2

別添2
特掲診療料の施設基準に係る届出書

届出申請機関コード 及び診療科目コード	届出番号
届出先 届出者氏名: 電話番号:	
(届出事項) 【 】の施設基準に係る届出	
<input type="checkbox"/> 当該施設を有する施設において、当該施設に係る申請に際し、平成25年厚生労働省令第101号の届出に基づく届出書に、「併設施設」を併記していること。 <input type="checkbox"/> 当該施設を有する施設において、当該施設及び併設施設に併設施設に当分の間、専任の常勤医師が配置され、当該施設及び併設施設に係る診療に係る診療料を請求することができることである、併設施設と見做すこと。 <input type="checkbox"/> 当該施設を有する施設において、当該施設及び併設施設に併設施設に当分の間、専任の常勤医師が配置され、当該施設及び併設施設に係る診療に係る診療料を請求することができることである、併設施設と見做すこと。 <input type="checkbox"/> 当該施設を有する施設において、当該施設及び併設施設に併設施設に当分の間、専任の常勤医師が配置され、当該施設及び併設施設に係る診療に係る診療料を請求することができることである、併設施設と見做すこと。	
平成 年 月 日	届出者氏名
届出申請機関・届出施設内存在地 及び名称	印

備考1 【 】には、届出に係る施設名称の名称を記入すること。
2 【 】には、届出番号「F」を記入すること。
3 届出番号、記載を義務付けること。

別添2の様式20

様式20の11
在宅経肛門的自己洗腸の施設基準に係る届出書添付書類

1 管理障害を原因とする排便障害を有する大腸肛門疾患の経験について5年以上の経験を有する常勤の医師の氏名等	
常勤医師の氏名	勤務年数
2 管理障害を原因とする排便障害を有する患者の看護について3年以上の経験を有する専任の看護師の氏名等	
専任看護師の氏名	勤務年数

【記載上の注意】
1 「1」及び「2」について、医師・看護師の氏名、勤務の態様及び勤務時間を別添2の様式4により添付すること。
2 「1」及び「2」について、医師・看護師の当該診療又は看護の経験を有することが確認出来る文書を添付すること。

別添2の様式4

様式4
【 】に添付する従事者の名簿

氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
	常勤 専任 兼務		
	常勤 専任 兼務		
	常勤 専任 兼務		
	常勤 専任 兼務		
	常勤 専任 兼務		
	常勤 専任 兼務		
	常勤 専任 兼務		
	常勤 専任 兼務		
	常勤 専任 兼務		
	常勤 専任 兼務		
	常勤 専任 兼務		
	常勤 専任 兼務		
	常勤 専任 兼務		
	常勤 専任 兼務		
	常勤 専任 兼務		

【記載上の注意】
1 【 】には、当該届出の施設基準の名称を記入すること。
2 備考（勤務態様）は、専任・常勤・兼務の順に記入すること。
3 勤務時間には、医師、看護師又は事務職員等と記入すること。
4 勤務時間には、就業時間等に関する規定労働時間（就業時間を除く労働時間）を記入すること。